

松山市

節水シャワーヘッド購入助成制度事業

【令和 6年度 申請の手引き】

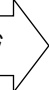


松山市 水資源対策課

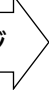
目 次

1. 事業概要について ※手引き内のマーク部分にご注意ください。

目的、申請できる人、対象となる住宅

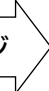
1ページ 

対象機器、助成金額

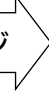
2ページ 

2. 手続きについて

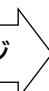
提出書類の詳細(助成金交付申請・請求時)

3ページ 


申請方法・手続きの流れ(郵送申請・窓口申請)

4ページ 

申請方法・手続きの流れ(電子申請)


6ページ 

各種書類の記入例など

8ページ 

3. その他

Q&A

15ページ 

受付期間

令和6年4月1日(月) ~ 令和7年3月31日(月)
ただし申請額が予算額に達した日で受付終了



※先着順(書類がすべて揃った時点で受付)

※申請額が予算額に達した日で、受付を終了しますので、ご注意ください。

・受付の最終日に届いた申請が予算の範囲を超えた場合、電子申請と郵送で届いた申請、窓口
提出された申請の中から抽選を行います。(ただし、申請書類等がすべて揃っているものに限り
ます。)

※申請は、同一の世帯につき1年度1回限りです。

※助成金の交付は受付日から概ね2カ月から3カ月程度で、口座に振り込みます。

1. 事業概要について

◆目的◆

節水型都市づくりを推進し、節水効果の拡大及び節水意識を高めることを目的に、節水効果の高い浴室用のシャワーヘッドを購入し交換した人に対して助成金を交付する。

◆申請ができる人◆ 次の①～⑤すべてに該当する人

①助成金交付申請・請求時に松山市に住民登録がある※人(法人を除く)

※住民登録上の住所の住宅に居住している

②節水シャワーヘッドの交換について、松山市が行っている他の制度による助成を受けていないこと
(国の事業との併用は可)

③市税を完納していること

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと

⑤申請書の審査に必要な範囲で松山市が調査・確認等行うことを承諾いただけること

◆対象となる住宅◆

○現在お住まいの住宅(住民登録上の住所の住宅)の浴室のシャワーヘッドの交換が対象となります。
ただし、借家の場合、所有者又は管理者(管理会社)の「承諾書」の提出が必要となります。

【注意が必要な住宅】

住宅の種類	注意点
建築中の住宅	シャワーヘッドの交換ではなく新設なので、 <u>対象外</u> です。
二世帯住宅	世帯が分かれていれば、それぞれの世帯の方が申請できます。
併用住宅	居住部分が対象となります。(店舗部分は対象外)
借家 (賃貸住宅・賃貸マンション・社宅)	住民登録があれば借主の方が申請できますが、その際に所有者又は管理者(管理会社)の「承諾書」が必要となります。
離れ・別宅	申請者が住民登録をしている住所の離れは、対象となります。 申請者が住民登録をしていない住所の別宅は、 <u>対象外</u> です。

◆節湯水栓交換工事を依頼できる事業者の要件◆



・市内に住所がある個人事業者又は市内に事業所等がある法人の、水道の工事事業者やリフォームの事業者

※いずれの事業者でも、「水栓交換完了証明書」(P4⑥)を提出できること

(所在地の確認は、受付後松山市ができない場合は、確認できる書類の提出を求める場合があります。)

※事業所等とは、松山市内の営業活動の拠点機能として、営業担当者が常駐し、当該営業所で請負契約の締結権限を有すること

◆対象機器◆

- ①節水シャワーヘッド(単体)
- ②節水シャワーヘッドとホースのセット
 - ※パッケージにホースも入っているセット売りのもの
 - ※シャワーヘッド単体とホース単体を購入した場合は、シャワーヘッドのみ助成金の対象
- ③シャワーヘッドを含む節湯水栓交換※1



ただし
令和6年4月1日(月)以降に購入したもの。
節水効果がおおむね30%以上※2のもの又は1分間あたりの使用水量が7リットル以下のもの

※1...シャワーヘッドを含む節湯水栓交換の場合は、工事を依頼できる業者の要件があります。

詳細は(P1)をご確認ください。

※2...おおむね30%とは、カタログ等に約30%と記載がされていれば対象とします。

●**中古品や個人間の売買は対象外**です。必ず新品を小売店やインターネット等から購入してください。

その際の送料、設置費や工事費などは助成対象に含みません。

●商品によっては、現在ご使用のシャワーヘッドより重くなるものや、別にアダプターが必要なものなどがありますので、購入する際には事前に販売店にご確認ください。

◆助成金額◆

購入価格(税込)の2分の1に相当する額で上限3,000円 (100円未満切り捨て)

※住宅にシャワーが2箇所あり両方とも交換した場合も、同一の世帯の場合は、上記助成金額となります。(2箇所分の合計購入価格の2分の1に相当する額で上限3,000円)

※助成の対象となる購入価格(税込)は「商品代金」のみです。設置費や工事費、インターネットなどで購入した際の送料などは含みません。



※ポイントカードに貯まったポイントで購入した場合、**ポイントでの支払い分は助成の対象にはなりません。**



【助成額の計算例】

例1

2,980円(税込)のシャワーヘッドを購入した場合
 $2,980円 \times 1/2 = 1,490円$
上限3,000円を超えないため、助成額は1,400円(100円未満切り捨て)

例2

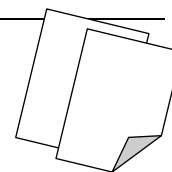
7,700円(税込)のシャワーヘッドを購入した場合
 $7,700円 \times 1/2 = 3,850円$
上限3,000円を超えるため、助成額は3,000円

例3

6,000円(税込)のシャワーヘッドとその他の商品4,000円(税込)を購入し、合計が10,000円。そのうち1,000円分をポイント支払いし、実際の支払額が9,000円の場合
※1,000円分のポイント支払分は助成の対象外です。
ポイント利用分を案分(シャワーヘッド600円、その他400円)し、シャワーヘッドは5,400円相当、その他は3,600円相当となります。
 $5,400円 \times 1/2 = 2,700円$
上限3,000円を超えないため、助成額は2,700円

2. 手続きについて

(2) 提出書類の詳細(助成金交付申請・請求時)



◆提出書類 ※電子申請の場合は入力もしくはデータ添付

チェック

【①助成金交付申請書(請求書)】 ※様式第1号 記入例 P8

- ・電話番号は、**平日の日中に連絡が取れる番号(携帯電話など)**をご記入ください。
- ・助成金額は、商品の購入価格(税込)が6,000円以上の場合は3,000円、6,000円未満の場合は購入価格(税込)の2分の1の額をご記入ください。(100円未満の端数は切り捨て)※P2参照
- ・「暴力団員に関する誓約・承諾」「住民記録・税納付情報に関する承諾」「松山市の他の補助制度の適用がないこと(※国の事業との併用は可)」欄を確認し、誓約・承諾いただける場合は☑をしてください。
※誓約・承諾いただけない場合は、受付ができません。
※「住民記録」・「税納付情報」に関して松山市が調査・確認することに承諾をいただける方は「住民票の写し」「完納証明書」の添付は不要となっています。承諾いただけない方は「住民票の写し」「完納証明書」(どちらも3ヶ月以内に発行したものを)添付してください。
- ・添付書類を確認し☑をしてください。
※氏名と助成金交付申請(請求)額は訂正不可です。書き損じた場合は新しい用紙に書き直しをお願いします。
※電子申請送信後の入力誤りは水資源対策課までお問い合わせください。

チェック

【②領収書又はその写し】※原本を提出された場合は受付印押印後、返却します。 ※例 P10~P12

- ・レシートや支払証明書などでもかまいません。
ただし、節水シャワーヘッドの価格と商品名や型番号などが記載されている必要があります。
- ・レシートの場合、節水シャワーヘッド以外の商品が併記されていてもかまいません。
- ・工事を伴う場合の領収書には、ただし書きに節水シャワーヘッドの価格(税込)を記入してもらってください。
【例:ABC シャワー ○○○○円(税込) 工事費ほか ○○○○円(税込)】
- ・納品書や購入証明書のみでは、支払いが確認できません。(P10の【注意が必要な例】参照)

チェック

【③設置状況が分かるカラー写真(交換(設置)後)】 ※例 P13

- ・節水シャワーヘッド交換(設置)後の全体を撮影したカラー写真 **1枚**
※A4用紙にカラー印刷をしたものでも可。
- ※写真は、シャワーヘッド部分だけでなく、水栓、ホース、シャワーヘッド全てが写ったものが必要です。
※写真が不鮮明な場合やシャワーヘッド部分しか写っていない場合は、撮り直しとなりますのでご注意ください。

チェック

【④購入(設置)機器が分かる書類】 ※例 P14

- ・取り扱い説明書や性能証明書、「箱」などに記載されている「メーカー名」と「商品名」の部分をコピーしてください(コピーが難しい場合は写真も可)。
※「メーカー名」と「商品名」が分かればコピー又は写真は1枚でかまいません。

チェック

【⑤節水効果が分かる書類】 ※例 P14

- ・節水効果の要件を満たしていることが分かる部分をコピーしてください(コピーが難しい場合は写真も可)。
なお、④の書類で節水効果まで記載されていれば、添付の必要はありません。
※節水効果とは、「○%節水」や「使用水量は○L/分です」など記載している部分です。

チェック

【⑥所有者又は管理者(管理会社)の「承諾書」、「水栓交換完了証明書」】 ※記入例 P9

・借家で賃借人が申請する場合…所有者又は管理者(管理会社)の「承諾書」

所有者又は管理者(管理会社)の方に「承諾書」の記載を依頼してください。

※シャワーヘッドを購入する前に、まずは所有者等にご相談ください。

※退去時には原状回復するなどのケースが考えられることから、所有者又は管理者(管理会社)としていますが、シャワーヘッドを交換することに対して承諾する権利のある方の記入をお願いします。

※退去時等のトラブルについては、松山市は責任を負いかねますのでご了承ください。

・シャワーヘッドを含む節湯水栓交換を行った場合…「水栓交換完了証明書」

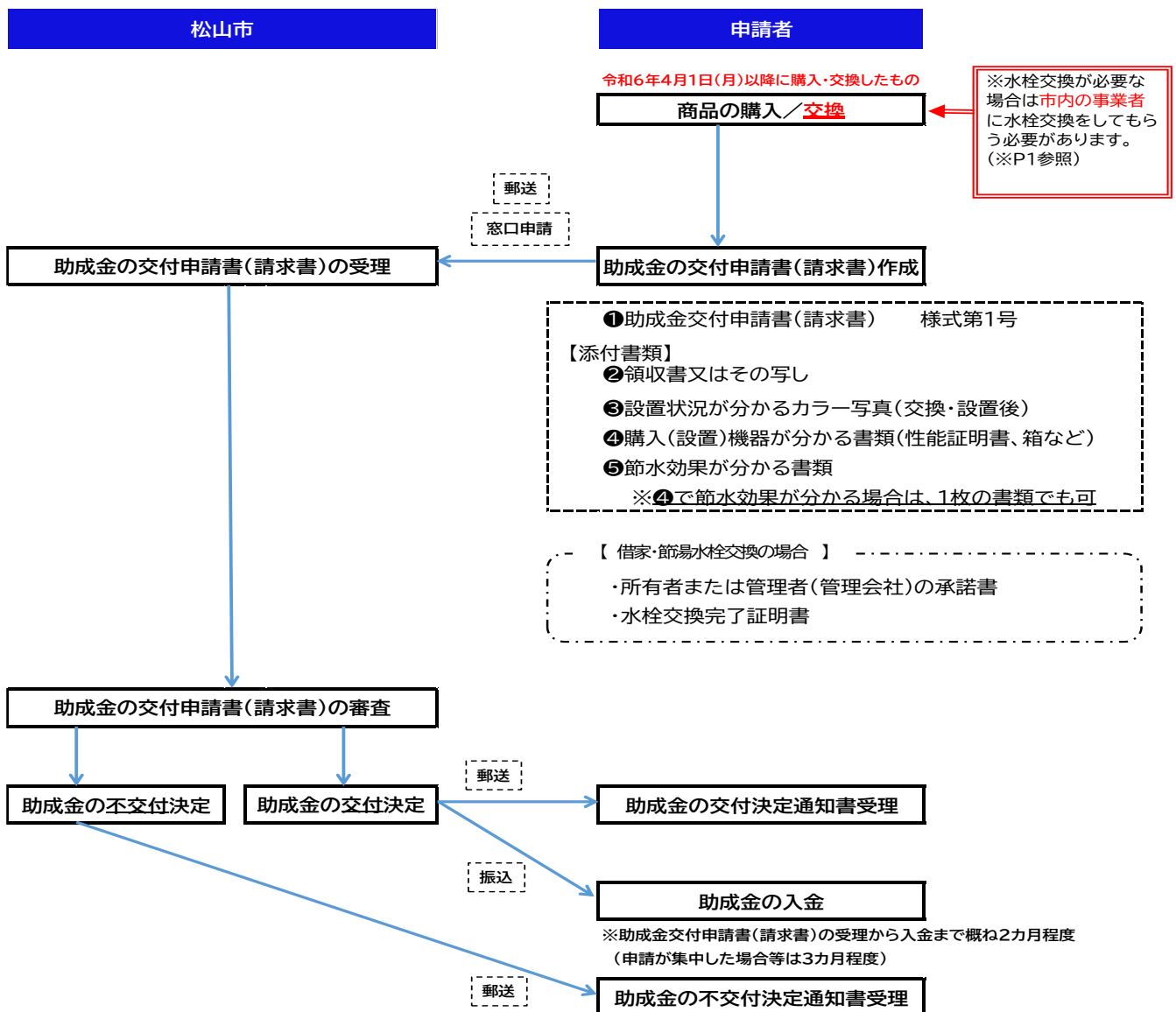
工事依頼した松山市内の事業者に「水栓交換完了証明書」の記載を依頼してください。

チェック

【⑦「節水シャワーヘッド購入助成制度利用者アンケート」】 ※ご協力ください

・この助成制度の効果や、今後の節水推進施策の参考にさせていただくことを目的に、アンケートをお願いしています。上記目的以外に使用することや、回答により申請者が不利益になることは一切ありませんので、ご協力をお願いします。

申請方法・手続きの流れ ①郵送申請、②窓口申請



①郵送申請、②窓口申請

必要書類(※手引き P3以降参照) をそろえて申請してください。

《注意事項》

- ・受付及び審査業務は通常の業務時間内(8:30~17:00)で行います。
受付時間が休日で業務が行われない場合は翌日処理となります。
- ・電子メール・FAX では申請できません。
- ・申請いただいた内容に記入漏れや添付書類漏れがあった場合は、内容確認のためご連絡する場合や書類を郵送にてお返しする場合があります。

①郵送申請

※お手持ちの封筒の裏面に、住所、氏名を記入し、下記送付先へ。

〒790-8571

松山市二番町四丁目 7-2

松山市総合政策部

水資源対策課(節水シャワーヘッド担当) 宛

《郵送申請の際の注意事項》

- ・申請用の封筒と郵送費は申請者をご用意ください。
郵便の種類や重量に応じた切手を貼ってください。
- ・郵便物が届かない場合、松山市は責任を負いかねますのでご了承ください。
申請書類の到着を確認したい場合は、記録が残る方法でご提出ください。

②窓口申請

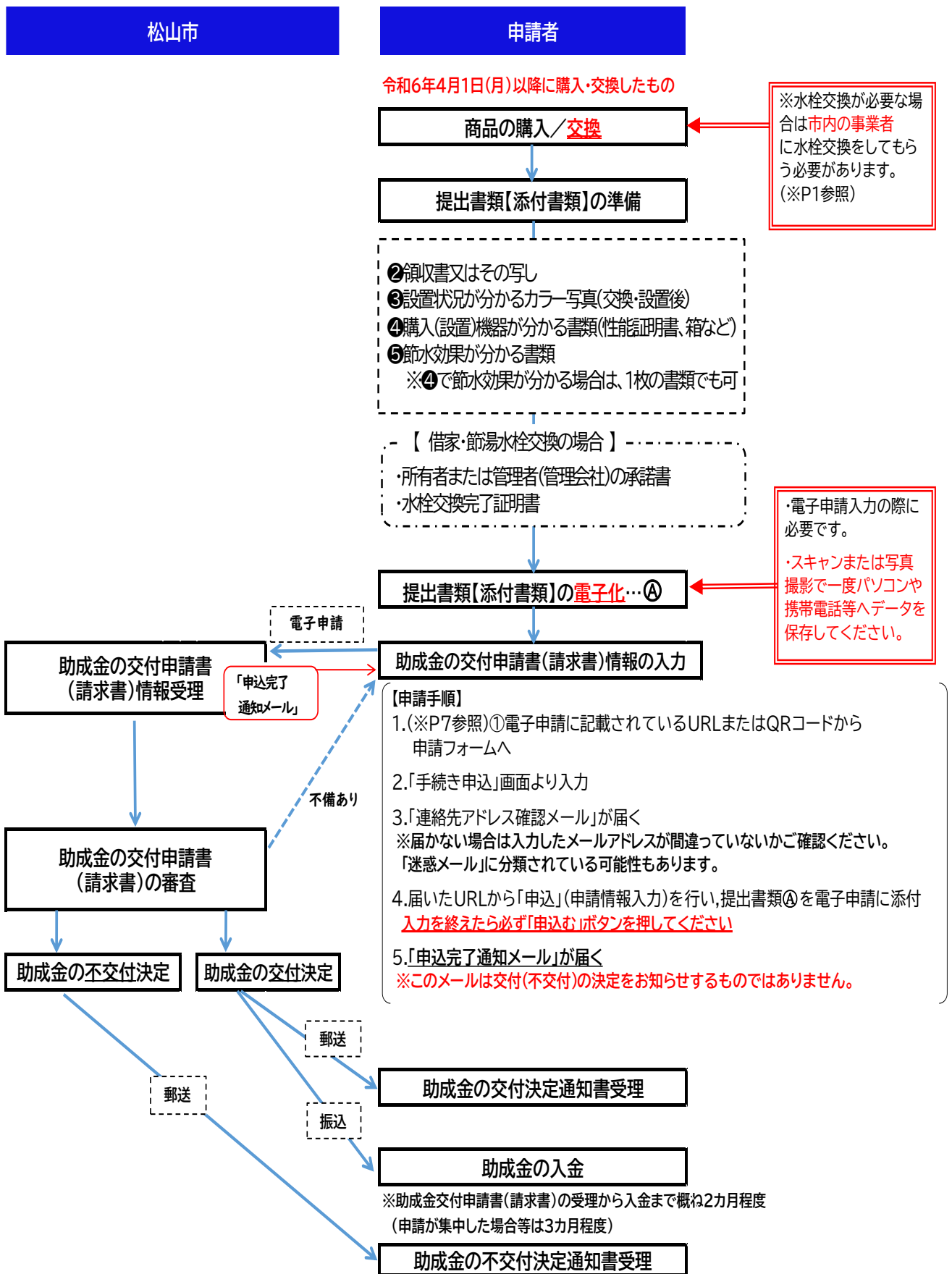
松山市役所 本館 5 階 水資源対策課 へ直接ご申請ください。

受付時間:8:30~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

《窓口申請の際の注意事項》

- ・支所での申請はできません。

申請方法・手続きの流れ ③電子申請(えひめ電子申請システム)



③電子申請

必要書類(※手引き P3以降参照)をそろえて申請してください。

《注意事項》

- ・受付及び審査業務は通常の業務時間内(8:30~17:00)で行います。
受付時間が休日で業務が行われない場合は翌日処理となります。
- ・電子メール・FAX では申請できません。
- ・申請いただいた内容に入力漏れや添付データ漏れがあった場合は、内容確認のためお電話やメールにてご連絡する場合があります。
そのため、申請後メールにてお送りする整理番号とパスワードは大事に保存してください。
照会の際に必要になります。
- ・申請書類(原本)は助成金の決定通知書が届くまで保管してください。

※水資源対策課 HP(下記の URL、QRコード)から申請できます。

URL <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/seikatsu/sessui/sessuishawa.html>

QRコード



《電子申請の際の注意事項》

- ・申請に使用したデータの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。
 - ・連絡が取れるメールアドレスの入力が必要となります。
 - ・添付書類はスキャンまたは写真撮影により電子化し、一度パソコンや携帯に保存してください。
※添付ファイルは容量に上限があり合計20MB までとなります。
 - ・入力中のデータを一時保存される場合、添付ファイルは保存されません。再読み込み後、ファイルを添付しなおしてください。
 - ・「入力中のデータを保存する」では申請手続きが完了していません。
 - ・**申請手続き完了後、登録されたメールアドレスへ「申込完了通知メール」(整理番号とパスワード、内容照会 URL)が届きます。**
- ※届かない場合は入力したメールアドレスが間違っていないかご確認ください。
「迷惑メール」に分類されている可能性もあります。
- ・申請内容の誤りや、申請自体を取り下げたい場合は、水資源対策課までご連絡ください。
※複数回送信するのはご遠慮ください。

記入例

氏名と金額は訂正ができません。
 書き損じの場合、新しい書類へ書き直しをお願いします。
 それ以外の箇所の間違ひは、二重線を引き、修正してください。
 ただし、修正ペン、修正テープでの修正はできません。また、消すことができるペンの使用はしないでください。

令和 6年 4月 20日

(宛先) 松山市長

(申請者)

住所 (マンション名・号室)	〒 790 - ×××× 松山市二番町〇丁目△-□
フリガナ	セツ スイ タロウ
氏名	節水 太郎
生年月日	昭和50年 10月 12日生
電話番号	090- 9××× - ××××
*申請は同一の世帯につき1年度1回限りです。	

氏名の訂正はできません
 必ず、平日の日中に連絡が取れる携帯などの電話番号を記入してください。

節水シャワーヘッド購入助成金交付申請書 (請求書)

節水シャワーヘッド購入について、助成金の交付を受けたいので、松山市節水シャワーヘッド購入助成金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請し、請求します。

1.住宅が借家の場合は、所有者又は管理者(管理会社)の承諾書が必要です。

2.水栓交換を行った場合は、市内の事業者の証明が必要です。

購入商品のメーカー、商品名を記入。(P14参照)

4.購入日(領収書発行日)または、水栓交換工事が完了した日(水栓交換完了証明日)を記入してください。

金額の訂正はできません
 (5.助成額の計算は P2参照)

内容を確認のうえ、すべて☑をいれてください。

すべての添付書類が揃っていることを確認のうえ、☑をつけてください。

申請者名義の口座をご記入ください。

預金種別の☑の入れ忘れにご注意ください

1. 設置場所 いずれかに☑チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 松山市内の持家(住所地と同じ) <input type="checkbox"/> 松山市内の借家* 【事業所での購入・設置は対象外】
2. 設置機器 いずれかに☑チェック ※記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 節水シャワーヘッド(単体) <input type="checkbox"/> 節水シャワーヘッド及びホースのセット <input type="checkbox"/> シャワーヘッドを含む節湯水栓交換* ※水栓交換を行った市内工事事業者が分かる『水栓交換完了証明書』添付必要
メーカー名	株式会社〇〇
商品名(製品番号)	ABCシャワー
3. 効果/水量 いずれかに☑チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 節水効果 おおむね 30%以上 <input type="checkbox"/> 使用水量 1分間当たり 7リットル以下
4. 購入(工事完了)日	令和 6 年 4 月 15 日
5. 助成金交付申請額	【訂正・修正不可】 ¥ 2 7 0 0 - 購入価格(消費税及び地方消費税を含む。)の1/2の額とし、 3,000円を限度 とする。※100円未満切捨て 【例】2,980円の商品なら 2,980円×1/2=1,490円 【例】6,000円以上の商品なら 3,000円と記入してください。
申請に当たっては、右記の事項を確認の上、誓約及び承諾する場合は、☐に☑を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 私は、松山市節水シャワーヘッド購入助成金の申請に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者であることを誓約します。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の内容を確認するため、松山市が他の官公庁に照会を行うことについて承諾します。 <input checked="" type="checkbox"/> 助成金の交付決定に必要な範囲で、松山市の住民記録情報を調査し、利用すること、松山市税の納付情報を確認することについて承諾します。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の補助対象機器に、他の補助(助成)制度を併せて受けていないことを誓約します。
【添付書類】 添付完了後☑チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書又はその写し <input checked="" type="checkbox"/> 設置状況が分かる写真(交換後のシャワーヘッド全体写真) <input checked="" type="checkbox"/> 購入(設置)機器が分かる書類の写し、または写真(メーカー名、商品名(製造番号)が記載されている箱など) <input checked="" type="checkbox"/> 節水効果の基準を満たしていることが分かる書類の写し、または写真(説明書、性能証明書、箱など、節水効果が記載されているもの)
下記の口座に振り込んでください。※申請者本人の口座に限ります。	
金融機関名	松山 松山
銀行・金庫・農協	本店・支店・支所・出張所
預金種別	口座番号
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	1 2 3 4 5 6 7 (フリガナ) セツスイ タロウ (氏名) 節水 太郎

記入例

『借家にお住まいの方』のみ

承諾書

令和 6 年 4 月 15 日

日付をご記入ください。

松山市節水シャワーヘッド購入助成金に関して、所有者または管理者（管理会社）は、申請者の負担にて節水シャワーヘッドに改造することを承諾し、今後、松山市節水シャワーヘッド購入助成事業に関し、トラブル等が発生しても松山市には一切の責任を問わないことを同意します。

住宅の所有者又は管理者（管理会社）等に、住所・氏名・連絡先の記入を依頼してください。（ゴム印等の使用可）

住所（所在地） 松山市二番町〇丁目△-□
 氏名（事業者名・代表者名） 松山花子
 ※氏名の修正・訂正不可
 連絡先 (089) 9xx-xxxx

『水栓を交換した方』のみ

水栓交換完了証明書

令和 6 年 4 月 15 日

日付をご記入ください。

節水効果 おおむね 30 %
 使用水量 1 分間当たり リットル

事業者の要件は「松山市内の事業者」となっています。事業者は、松山市内の支店・営業所等の住所・事業所名の記入を依頼してください。（ゴム印等の使用可）
 会社印等の押印は不要ですが、この証明書が正式な書類である旨、お電話等で確認することがあります。
 ※押印いただいても差し支えありません。

節水シャワーヘッドを含む節湯水栓交換工事が完了したことを証明します。

所在地 松山市 道後〇丁目△-□
 事業者名 愛媛改修建設（株） 松山支店
 代表者氏名 支店長 道後温郎
 連絡先 (089) 9xx-xxxx

節水シャワーヘッド購入助成制度利用者アンケート

このアンケートは、節水シャワーヘッド購入助成制度（以下「助成制度」という。）の効果や、今後の節水推進施策の参考にさせていただく目的で、松山市が助成制度の申請者すべての方にアンケートをお願いしています。上記の目的以外に使用することや、申請者が不利益になることは一切ありません。ご協力をお願いします。

問1. この「助成制度」をどのような方法で知りましたか。（複数回答可）
 1. 広報まつやま 2. 広報テレビ・ラジオ 3. 市ホームページ
 4. 新聞広告・生活情報誌 5. 事業者（リフォーム等）からの案内 6. 知人からの口コミ
 7. 販売店舗で 8. その他（ ）

問2. これから購入を考えている節水機器はありますか。（複数回答可）
 1. 節水型洗濯機 2. 食器洗い機 3. 節水型トイレ
 4. パスポンプ 5. その他（ ） 6. 特になし

問3. 節水シャワーヘッド購入助成制度が交換を行うきっかけとなりましたか。
 1. 「助成制度」がなくても節水シャワーヘッドへ交換をした。
 2. 「助成制度」があったから、節水シャワーヘッドへ交換をした。

問4. 今回交換したシャワーの使用状況についてお伺いします。

使用する人数を記入してください。（ 2 ）人

※申請者「お1人」の使用状況についてお伺いします。

1日の使用回数と、平均使用時間を記入してください。（ 1 ）回

平均（ 6 ）分

家族全員の合計ではなく、申請者お1人あたりの状況をご記入ください。

問5. 交換したことで良かったことは何ですか。（複数回答可）
 1. 使う水の量が減った 2. 家族の節水意識が高まった
 3. その他（ ） 4. 特になし

※※※ご回答いただきありがとうございました※※※

添付書類 1(②領収書)

支払が証明できる書類(領収書等)が必要です。
 ※領収書等がない(支払いを証明できるものがない)場合は助成できません。

※原本を提出された場合は書類確認後、返却します。



- ① 節水シャワーヘッドを購入したこと
- ② 節水シャワーヘッドの購入価格
- ③ 料金の支払が終了していること

領収書等は、この3点を確認します。
 確認ができない場合は、追加で書類の添付が必要です。

【注意が必要な例】

よくある事例	①購入したこと	②購入価格	③支払終了	追加で提出が必要な書類
領収書の但し書きが「商品代」となっている。	×	×	○	購入店舗に商品名の記入を依頼していただくか、節水シャワーヘッドを購入したことが分かる書類を併せてご提出ください。(納品書、購入証明書など)
インターネットや通信販売で購入し、領収書がない。 (納品書や購入証明書はある。)	○	○	×	購入店舗に領収書の発行を依頼してください。 (インターネットで購入の場合は、購入サイトからダウンロードしたもので可)
分割払いにより領収書が発行されない。	○	△	×	分割での支払いが完了していることが分かる書類の提出が必要です。
領収書の金額に節水シャワーヘッドの購入価格以外の費用も含まれている。	○	×	○	購入店舗に内訳の記入を依頼していただくか、節水シャワーヘッドの購入金額が分かる書類を併せてご提出ください。(納品書、購入証明書など)

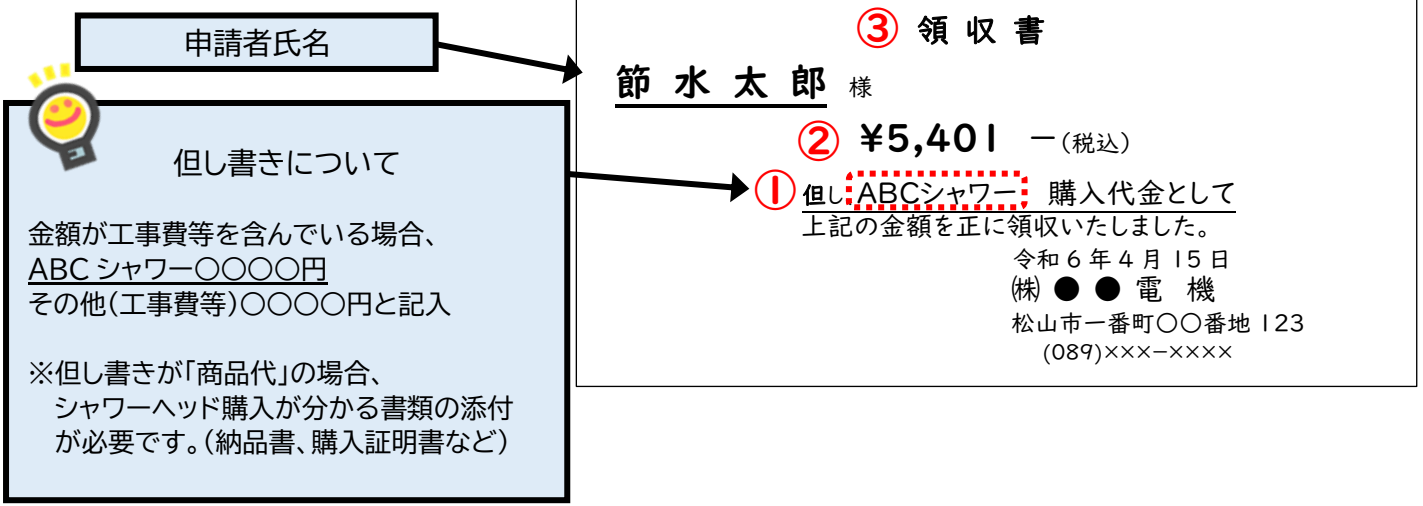


例



・ポイントカードに溜まったポイントで購入した場合のポイント支払い分や割引券、アプリのクーポン支払い分は助成の対象外です。(手引き P2参照)

○「領収書」の場合



〇レシートや明細のある領収書の場合

商品名が長い場合など全てが表示されていなくても差し支えありませんが、
購入商品の情報(商品名・品番)の記載がない場合や明確に分からない場合は助成できません。
 その際は販売店等へ「領収書」の発行を依頼してください。

ポイントカードに貯まったポイントで購入した場合、
ポイントでの支払い分は助成の対象になりません。

③ 領収書兼お買上明細
 (株)●●電機
 (089)xxx-xxxx
 発行日 令和6年4月15日

① ABC シャワー	¥4,910
消費税 10%	¥491
ポイント支払い	¥500
② 合計(税込)	¥4,901

購入価格

〇代引の場合(④「代引金額領収書」と⑤「購入証明書又は納品書」両方必要です)

「④代引金額領収書」

④代引金額領収書だけだと『②節水シャワーヘッド購入価格』の確認ができないため、購入証明書等が必要です。

※購入証明書・納品書等がない場合、購入店で領収書の発行の依頼をお願いします。

集金代行者の押印、領収日が記入されていることが必須です。

代引金額領収書

お届け先 〒790-xxxx
 松山市二番町〇丁目△-□
節水 太郎 様

(株)●●電機
 (089)xxx-xxxx
 本社 松山市一番町〇〇番地 123

代引金額	¥6,171 (消費税等¥491)
------	-------------------

① ABC シャワー 数量 1

集金代行者印 **宅配**

③ 領収日 令和6年4月15日

「⑤購入証明書又は納品書」

⑤購入証明書又は納品書だけだと『③料金の支払いが終了している』ことが確認できません。

助成対象外

購入証明書

(株)●●電機(089)xxx-xxxx
 本社 松山市一番町〇〇番地 123

① 品名 ABC シャワー

内訳

数量 1	② 単価(税込) ¥5,401	購入価格
	送料(税込) ¥770	
金額合計(税込)		¥6,171

○コンビニ支払い・銀行振込の場合

(①払込受領書と②購入証明書又は納品書両方必要です)

①払込受領書だけだと『①節水シャワーヘッドを購入したこと』の確認ができないため、お買上げ明細、納品書、請求書等が必要です。
 ※②購入証明書又は納品書がない場合、購入店で領収書の発行の依頼をお願いします。

②購入証明書又は納品書だけだと『③料金の支払いが終了している』ことが確認できません。

「①払込受領書」

払込受領書
(〇〇支払用)

払込人氏名
節水 太郎
注文番号:
123456

受取人
(株)〇△
問い合わせ番号:
abcdefg

購入店
(株)●●電機
金額 **5,171 円**

③

領収印貼付
受領印
2024.4.15
領収日付印



「②購入証明書又は納品書」

(株)●●電機
(089)xxx-xxxx
本社 松山市一番町〇〇番地 123

お届け商品の明細 注文日:令和6年4月3日 発行日:令和6年4月4日

商品番号	商品名	単価	数量	割引	送料
*****	① ABCシャワー	5,401	1	1,000	770

商品合計	割引	送料	お支払い金額(税込)
5,401	1,000	770	5,171

②

支払い方法:クレジットカード

助成対象外

商品から割引分を差し引いて本体価格を出します。
 商品が複数ある場合は、案分計算になりますのでご注意ください。
 (P2参照)

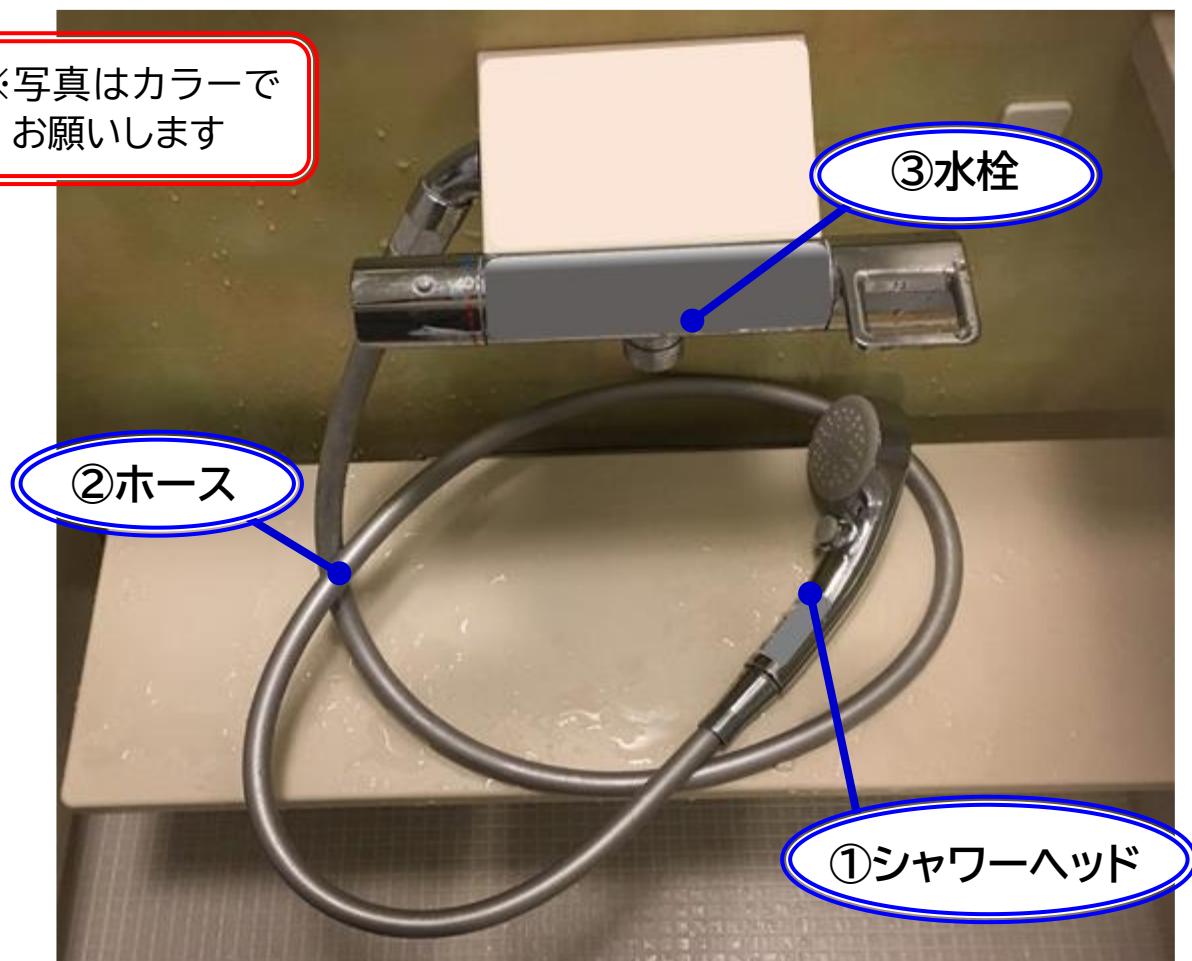
添付書類2(③設置状況(交換後)が分かるカラー写真)

①シャワーヘッド ②ホース ③水栓 がすべてつながっている状況
が写ったもの。

※写真が不鮮明な場合は、撮り直しをお願いする場合があります。



※写真はカラーで
お願いします



×撮り直しになる写真例



↑シャワーヘッド部分
のみの写真は不可

添付書類3(④購入(設置)機器が分かる書類)
添付書類4(⑤節水効果が分かる書類)

例

『添付書類3(④購入(設置)機器が分かる書類)』で『添付書類4(⑤節水効果が分かる書類)』の確認ができる場合は『添付書類4』の提出は不要です。

申請書「2.設置機器」「3.効果/水量」へ記入された『設置機器』と『節水効果』が確認できるもの

商品の箱又は説明書等の情報

④商品名 →

ABCシャワー 株式会社〇〇

← ④メーカー名



← ⑤節水効果

④(製造番号) →

品番 123456-A

【④購入(設置)機器が分かる書類】の申請書記入箇所

2. 設置機器 いずれかに☑チェック ※記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 節水シャワーヘッド (単体) <input type="checkbox"/> 節水シャワーヘッド及びホースのセット <input type="checkbox"/> シャワーヘッドを含む節湯水栓交換* <small>※水栓交換を行った市内工事事業者が分かる『水栓交換完了証明書』添付必要</small>	
	メーカー名	商品名(製品番号)
	株式会社〇〇	ABCシャワー (123456-A)

【⑤節水効果が分かる書類】の申請書記入箇所

3. 効果/水量 いずれかに☑チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 節水効果 おおむね 30%以上 <input type="checkbox"/> 使用水量 1分間当たり 7リットル以下
------------------------	---

Q&A



◆助成対象について◆

Q1	世帯主でなくても申請できますか？
A	世帯主に限らず、同じ世帯の家族の方でも申請できます。

Q2	住宅の所有者である夫が単身赴任中です。申請できますか？
A	住宅に居住(住民登録)されているご家族の方で申請できます。



Q3	松山市内に住んでいますが、住民登録をしているのは、現在住んでいる住宅とは別の場所です。申請はできますか？
A	× できません。住民登録している住所の住宅のシャワーヘッド交換が対象です。

Q4	市内に複数の住宅を所有しているのですが、それぞれの住宅で助成申請をすることはできますか？
A	× できません。申請者の方が居住(住民登録)している建物が対象です。

Q5	亡くなった配偶者や両親などの名義のままの住宅に住んでおり、その住宅のシャワーヘッドの交換をしましたが申請できますか？
A	○ できます。申請者が居住(住民登録)していれば、申請できます。


Q6	上水道を使用していない場合も、申請できますか？
A	○ できます。地下水などを使用していても申請できます。

Q7	事業用の建物は対象となりますか？
A	× 対象外です。申請者が居住する住宅が対象です。 ただし、事務所や店舗・工場等と併用されている建物の住宅部分のシャワーヘッドを交換した場合は対象となります。


Q8	浴室をリフォームしましたが、申請できますか？
A	○松山市内に住所を有する事業者に依頼して設置しているのであれば対象となります。「シャワーヘッドを含む節湯水栓交換」に該当しますので、申請の際には「水栓交換完了証明書」が必要です。 ただし、松山市が行っている他の補助金との重複申請はできませんので、詳しくは水資源対策課までお問い合わせください。

Q9	建築中の建物に設置するシャワーヘッドは対象となりますか？
A	× 対象外です。既存住宅のシャワーヘッドを交換する場合は対象です。 建築中の建物は、シャワーヘッドも新設となるため、対象外です。

◆対象機器等について◆


 Q10	令和6年3月に購入した節水シャワーヘッドは対象になりますか？
A	× なりません。 申請可能なものは、令和6年4月1日以降に購入されたものです。


Q11	節水シャワーヘッドの購入先指定はありますか？
A	× ありません。 購入先の指定はありません。インターネットや市外販売店での購入も対象となります。 ただし、申請時には支払いが分かる書類(詳しくは P10~P12)が必要となりますので、購入の際にご確認ください。

 Q12	節水シャワーヘッド単体とホースを購入しました。ホースも対象になりますか？
A	× 対象外です。 ホースが対象となるのは、節水シャワーヘッドとホースがセットになった商品(1つのパッケージに入ったもの)の場合です。単体のものを購入された場合は、節水シャワーヘッドのみが助成の対象です。その他、アダプター等も(セットではなく)別で購入されたものは対象外です。

Q13	箱や保証書、取扱説明書に節水効果の記載がありませんが、どのようにして節水効果や水量を確認すれば良いですか？
A	製品の箱等に記載がなく節水効果の確認ができない場合は、商品のパンフレットやインターネット上での商品紹介ページなどで節水効果を確認し、ご購入ください。

Q14	現在節水シャワーヘッドを使用していますが、交換を考えています。対象となりますか？
A	○ 対象です。節水効果など条件を満たしていれば対象となります。

 Q15	「節水シャワーヘッド(単体)」「節水シャワーヘッドとホースのセット」を購入後、業者に設置してもらいました。対象となりますか？
A	○ 商品代金のみ対象です。設置にかかる費用は対象外です。

 Q16	「節水シャワーヘッドを含む節湯水栓」を購入後、自分(申請者)が設置工事を行なった場合は対象となりますか？
A	× 対象外です。 水栓の交換を行う場合、事業者以外の方が交換したものは対象外です。松山市内に住所を有する事業者に依頼して設置していることが条件となります。

Q17	家にシャワーが2つあります。2つとも交換するためシャワーヘッドを購入した場合には申請できますか？
A	申請することは可能ですが、2つ交換されたとしても助成金は、それらの合計の購入価格(税込)の2分の1に相当する額で上限 3,000 円(100 円未満切り捨て)となります。また、申請は同一の世帯につき1年度1回限りですので、同一世帯の方から別々に申請することは出来ません。 ただし、2世帯住宅で、世帯が別の場合は、それぞれの世帯で申請できます。

Q18	外国製のシャワーヘッドを購入しました。対象になりますか？
A	○ 対象です。 基準を満たすものは対象となります。ただし、水栓と合わずに交換できないものは対象外ですので、購入する際にはメーカー等に確認するなど、ご注意ください。

Q19	洗面所やキッチンのシャワーヘッドは対象にならないのですか？
A	× 対象外です。浴室のシャワーヘッドが対象です。

Q20	水栓交換を行いました。業者から節湯 B1(B)の水栓だから15%削減しかないと言われました。対象になりますか？
A	シャワーヘッドと合わせて30%以上の節水効果があれば対象となります。

◆助成金交付書(請求書)の申請について◆

Q21	受付はいつからいつまでですか？
A	令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)です。ただし、申請額が予算額に達した日で受付を終了します。

Q22	郵送・窓口申請を行う場合、申請書類は、どこで入手できますか？
A	各支所、市民サービスセンター、水資源対策課(市役所本館5階)の窓口で配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

Q23	窓口へ直接申請に行く場合、申請者本人が行かないといけませんか？
A	窓口に来られるのは、代理の方でもかまいません。



Q24	交換後の写真を携帯電話で撮りましたが、印刷するプリンターがありません。携帯電話の画面を窓口で見せるのでも良いですか？
A	× 郵送・窓口申請の場合は受付できません。写真は添付書類として必要ですので、印刷が可能な店舗等で印刷してください。なお、電子申請の場合は写真データを添付書類として使用できます。



Q25	ポイントを使用し、残りを現金(クレジット等)で支払いました。助成額はどのような計算となりますか？
A	過去の買い物に対し付与されたポイントでの支払い分は助成の対象外です。 ※ポイントのほか、割引券やアプリのクーポン支払い分も対象外 商品の一部をポイントで等支払われた場合は、ポイント等利用分を差し引いた額で、助成額を算出します。(詳しくはP2参照) ご不明の場合には、購入前に水資源対策課までお問い合わせください。

Q26	クレジットカード、電子マネーでの支払いは助成対象ですか？ また、商品券やギフト券で支払った場合はどうですか？
A	助成対象です。(付与されたポイントや割引、サービスではないので、現金と同等と考えます。) ご不明の場合には、申請前に水資源対策課までお問い合わせください。

Q27	シャワーヘッド交換に伴う取付工事代金と商品代金の合計額が領収書(レシート)に記載されていますが、内訳がありません。購入価格は領収書の金額で構いませんか？
A	助成額を計算するための「購入価格」が商品代金となりますので、領収書の但し書きとして、シャワーヘッドの商品名と商品代金、その他工事費等の内訳をご記入ください。(P10~P12参照)

Q28	節水効果を記載していた箱を捨ててしまいました。どうしたらよいでしょうか？
A	取扱説明書に記載があれば、そのコピー又は写真でかまいません。記載がない場合には、商品のホームページなどで節水効果が書かれている箇所をプリントアウトして添付してください。

Q29	記入を間違えました。どうすれば良いですか？
A	郵送・窓口申請の場合は、氏名と助成金交付申請額の訂正できませんので新たな申請書に書き直してください。それ以外については、間違ったところに二重線を引き訂正してください。修正ペン、修正テープでの修正はできません。 電子申請の場合は、水資源対策課までご連絡ください。



Q30	領収書(レシート)を紛失した場合、どうしたらいいですか？
A	まずは、商品を購入した店舗に、領収書等の再発行が可能かを確認してください。 (不可能な場合):「支払い証明書」など、①購入した商品の情報が記載され、②料金を支払ったことが分かるものがあれば、領収書(レシート)以外でもかまいません。証明できるものが何もない場合は、申請はできません。

Q31	領収書(レシート)にシャワーヘッド購入価格以外のものも記載されていますが問題ないですか？
A	シャワーヘッドの商品名(又は製品番号等)と購入価格が分かれば、問題ありません。分からない(記載がない)場合は、購入事業者へ商品名(又は製品番号)と購入価格が分かる領収書の発行をお願いしてください。

Q32	購入価格には配送手数料等も含んで構いませんか？
A	× 含みません。助成の対象となるのは商品代金のみです。



Q33	分割払いで購入した場合は対象になりますか？
A	領収書が発行されていれば対象となります。 領収書が無い場合、分割での支払いが完了していることが分かる書類(電子申請の場合はデータ)の添付をお願いします。なお、分割の途中で申請をする場合は、節水シャワーヘッドの購入価格ではなく、 <u>支払が完了している額を「購入価格」と</u> 考えて助成額を計算します。

Q34	【郵送・窓口申請の場合】交換(設置)後の写真は、パソコンからのプリントアウトで構いませんか？
A	カラーであれば、印刷方法は問いません。(A4 サイズで印刷されたものでも可。) ただし、交換(設置)が完了したことが確認できる全体のものを必ず添付してください。

Q35	「承諾書」について、所有者又は管理者とメールや FAX でやりとりしたものを添付したのでも良いですか？
A	所有者又は管理者が申請者宛に FAX したのものや、記入後スキャンした承諾書をメールで送付したものをプリントアウトしてご提出いただいてもかまいません。

Q36	【電子申請(送信後)】申請を取り下げる場合はどうすればいいですか？
A	水資源対策課までご連絡ください。

Q37	申請した後、領収書や節水効果が分かる書類などは処分して良いでしょうか？
A	申請いただいた内容に入力漏れや添付データ漏れがあった場合、内容確認のためお電話やメールにてご連絡する場合があります。助成金の決定通知書が届くまで保管してください。

◆助成金の交付について◆

Q38	不交付になる場合はどのような場合ですか？
A	交付申請書(請求書)提出後に書類確認を行います。その際に助成対象要件を 満たしていない場合などです。

◆その他◆

Q39	他の補助制度と重複して申請することができますか？
A	同じシャワーヘッドの交換を対象に、市が実施している他の補助事業と重複して申請することはできません。(対象の異なる制度への申請は可)(国の事業との併用は可)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



●お問い合わせ先

松山市総合政策部 水資源対策課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所本館5階

☎089-948-6948 FAX089-934-1886

E-mail mizushigen@city.matsuyama.ehime.jp

松山市のホームページで詳細をご覧ください。

松山市 節水シャワーヘッド助成

